

障害者や高齢者ら歩行困難なドライバーの利便性を高め、健常者のマナー違反を抑制しようと、大分県は駐車場管理者に「大分あつたか・はーと駐車場」の整備を呼び掛けています。

大分市内の「大分あつたか・はーと駐車場」。利用証があれば止めることができ、マナー違反を抑制できるとされる



## 障害者らが気兼ねなく外出できるように

### 県「千施設整備、協力を」

障害者や高齢者ら歩行困難なドライバーの利便性を高め、健常者のマナー違反を抑制しようと、大分県は駐車場管理者に「大分あつたか・はーと駐車場」の整備を呼び掛けている。2011年度に県が取り入れた制度で、今年3月末までに県内496施設で167区画が設けられている。「体が不自由な人が気兼ねなく車で外出できるよう、多くの事業者に協力してほしい」と千施設以上に導入されることを目指している。

「あつたか・はーと駐車場」に止めるには利用証が必要で、車椅子利用者の赤色▽車椅子利用者以外で障害のある人や高齢者用の緑色▽妊産婦やけが人が対象で有効期限があるオレンジ色の3種類。上部がフック状になっており、駐車する際は、車内のルームミラーに取り付ける。

県によると、公共施設や一定規模以上の商業施設、遊技施設などは、条例で「車椅子マーク駐車場」の整備が義務付けられている。しかし、利用についての法令上のルールはなく、ドライバーのマナーに頼っているのが現状。「介護の必要な高齢者、妊婦などが利用できるのか」といった声や駐車場管理者から「は、障害の有無などをどのように判断すれば良いのか」との意見が寄せられていた。

県は県内で千施設以上に設けられている既存の「車椅子マーク駐車場」を「あつたか・はーと駐車場」にしてもらうよう推進しているほか、条例で義務付けられていない施設にも設置の協力を呼び掛けている。県に登録を申請すれば立て看板や路面表示で明示する。同様の制度は全国30府県で導入しており、利用証があれば県内外で相互に利用できるようになっている。

問い合わせは、県地域福祉推進室（☎097-556-2622）へ。

(2013年10月7日朝刊23面)

①今年3月末までの県内の整備状況は、何施設、何区画ですか。

③整備されてない施設のうち、今後、どのような場所に必要と 思いますか、考えてみよう。

②「あつたか・はーと駐車場」を見たことがありますか？ どこで見ましたか？